

会 議 録

会議の名称		令和4年度第1回つくば市胃内視鏡検診運営委員会	
開催日時		令和4年(2022年)11月15日 開会 19:00 閉会 20:00	
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟3階 会議室 A・B	
事務局(担当課)		保健部健康増進課	
出席者	委員	柴原 健 委員(委員長)、杉山 弘明委員、小川 健委員、池澤和人委員、青柳 啓之委員、鈴木 英雄委員、杉谷 武彦委員、田村 孝史委員、賀古 毅委員	
	その他	つくば市医師会事務局長 稲葉祐樹	
	事務局	木本課長、中嶋課長補佐、小池係長、石井主任、三輪保健師、秋田主事	
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数 0人
非公開の場合はその理由			
議題		<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の研修会について ・委員会開催後に発生した報告・協議事項への対応について ・精密検査結果通知書等について 	
会議録署名人		杉谷 武彦、賀古 毅	確定年月日 年 月 日
会議次第	1 開会 2 課長挨拶 3 議事 (1) 報告事項 (2) 協議事項		

	(3) その他
	4 閉会

発言者	<審議内容>
	1 開会
	2 課長挨拶 (課長挨拶)
木本課長	3 議事
	(1)報告事項
	① 胃内視鏡検診・胃がんリスク検診実施報告について
事務局	【資料1】に基づき、胃内視鏡検診・胃がんリスク検診実施報告について事務局より説明。
	② 協力医療機関アンケートの調査結果について
事務局	【資料2】に基づき、協力医療機関アンケートの調査結果について事務局及び委員長より説明。
賀古委員	(【資料2】の1②に関連して)受診者へ負担を求めず、サービスとして鎮静を実施していたケースがあったような記憶がある。
委員長	運営委員会の議論の中で、鎮静下での検診は行わないと取り決めている。マニュアルをご確認願いたい。
池澤委員	(胃内視鏡検診・胃がんリスク検診実施報告について)資料で実績として示されているのは、年度ごとの実績ということでよいか。

事務局	年度ごとの実績である。
池澤委員	(胃がんバリウム検診の実績について)令和4年度はこの資料で示されているより、今後の実施状況により、増加する可能性が高いということか。
事務局	バリウム検診は集団検診のみでの実施であり、今年度の集団検診でのバリウム検診は実施が終了しているため、令和4年度のバリウム検診の実績は資料に示している以上には増加しない。令和4年8月実施分までの実績となっているのは胃内視鏡検診についてのみである。
池澤委員	胃がんリスク検診について、令和4年度の見込みはどうか。
事務局	現時点で資料に掲載している実績は、春・秋の集団検診と8月までに医療機関検診を受診した数によるものである。今年9月～翌年2月までの医療機関検診の実績が上乗せされた数が最終的な実績となる。
鈴木委員	(【資料1】のスライド5枚目「生検実施状況 及び 判定区分」に関連して)がん検診は癌発見率が重要である。資料からは内視鏡検診の胃癌発見率は令和3年度について0.5%と読み取れるが相違ないか。また、バリウム検査についてはどうか。
事務局	当該スライドで示しているのは内視鏡検診に限ったものである。また、ここで示しているのは二次読影でなされた判定区分であり、二次読影後の精密検査で癌と診断された数は、「令和元年度:3件、令和2年度:3件、令和3年度:8件、令和4年度:3件」である。精密検査結果が市に届いていないものもあり、その数は「令和3年度:1件、令和4年度:4件」である。したがって、令和元年～令和4年度の現在までで、精密検査の結果胃がんと判定されたことが確認できている受診者は17名ということになる。
鈴木委員	それでは、胃癌発見率は約0.3～0.5%ということで問題ないか。

事務局	お見込みの通り。
鈴木委員	(胃がんリスク検診の実績について)対象者は40.45歳の方であり、毎年度の対象者数は一定数であることを考えると、受診率は上がってきているという認識でよいか。
事務局	40.45歳の対象者の人口分布は大きく変わってはいないと思われるため、受診率は上がっていると考えられる。
委員長	今年も内視鏡検診については1000人ほどの実績となる見込みということである。委員会・市としてもより受診者は増やしていけるようにしていきたいと考えている。
	(2)協議事項
	① 次年度の研修会について
委員長	今年度6月に実施した研修会を来年度も実施したいと考えている。今年度は私と杉山委員、小川委員とで準備をしたが、次回はより準備を入念に行いたい。日程を直前に決めると、講師を呼んで講演してもらうこと等が難しくなるため、あらかじめ日程をきめておきたい。
事務局	【資料3】に基づき、次年度の研修会の日程の候補日について事務局より説明。
青柳委員	(【資料3】の日程について)「令和4年」となっているが、「令和5年」ではないか。
事務局	正しくは令和5年である。
委員長	今年度は委員の都合を調整したうえで、6月の第二木曜である6月9

	<p>日(木)に研修会を実施している。日程をあらかじめ決められればと考えているが、何か意見はあるか。</p>
池澤委員	<p>(開催形態について)今年はWEBでの開催であったが、現地開催が前提となっているのか。</p>
委員長	<p>開催形態については未定ではあるが、現地開催ができれば好ましいと考えている。ほかに何か意見はあるか。</p>
委員長	<p>意見がないようなので、次年度研修会の日程については後日委員間で調整し、決定することとする。</p>
池澤委員	<p>(胃がん検診実績資料内の対象者について)</p> <p>先ほどの報告事項の対象者数について質問がある。胃がん検診は40歳以上が対象で、偶数年齢、奇数年齢とで受診できる年齢が決まっていると把握しているが、【資料1】のスライド1枚目右上の「対象者数」は何を指しているのか。</p>
事務局	<p>バリウム検査は40歳以上で毎年受診できるため、この対象者数は40歳以上の人口すべてを計上している。</p>
池澤委員	<p>(毎年受診できる)バリウムのほうの受診者が多いのは当然といえそうである。胃内視鏡検診を受けることができる対象者はこの半分と考えて問題ないか。</p>
事務局	<p>差支えない。</p>
委員長	<p>内視鏡検診の対象者は当面の間は2年に1回ということによいかと思う。</p>
池澤委員	<p>内視鏡検診の現在の見込みが年間1000件程度、バリウム検査が年間3000件程度ということを見ると、対象者の違いを鑑みて内視鏡で1500件を目指せばバリウムと同様の受診頻度といえそうである。</p>

<p>委員長</p>	<p>② 委員会開催後に発生した報告・協議事項への対応について</p> <p>例年11月に運営委員会を開催しているが、この開催後に新規開業医療機関が協力医療機関を希望した場合や委員が欠員した場合などの報告・協議事項への対応をどうするかという課題があった。もちろん臨時に委員会を開催することも可能であるが、書面開催を行うことが選択肢の一つだと考えている。【資料4】が一例である。これはどういった方法で委員へ通知されるかたちになるか。</p>
<p>事務局</p>	<p>郵送にて通知する形となる。</p>
<p>委員長</p>	<p>何かご意見はないか。</p>
<p>委員長</p>	<p>意見はないようなので、書面開催とすることとする。</p>
	<p>(3)その他</p>
	<p>① 精密検査結果通知書等について</p>
<p>事務局</p>	<p>【資料5】に基づき、精密検査結果通知書等について事務局より説明。</p>
<p>委員長</p>	<p>事務局からの説明を私から補足させていただく。二次読影で「癌疑い」「癌」と判定されると精密検査結果通知書が医療機関に送られる。いままでのルールだと精密検査を実施した医療機関が作成することとなっており、例えば「A クリニックで検診を行った結果、受診者を B 病院に紹介したような場合」には、精密検査結果通知書を B 病院に送らなければならなかった。このような場合に煩雑になることから、今後は「1次検診を行った医療機関で紹介先から精密検査の結果を聞き、精密検査結果通知書も作成する」と統一するという提案である。赤字で欄を追加している点は、精密検査結果通知書の様式が精密検査を実施した医師が記載することが前提となっていたため、作成医師の医師名等を記入する場所を設</p>

	けたものである。
小川委員	例えば自院で検診を行い、大学病院に紹介した場合、通知書の下部左側は大学病院を書き、右側に自院の情報を書く、ということか。
委員長	通知書に紹介先の情報を書く欄が別途あるため、大学病院をそちらに書き、下部については赤枠内だけを記入する形でもよいのではないか。県の様式であるため、様式を改定することができないのが悩ましいところである。つくば市の方式として赤枠を設ける形。
杉山委員	自院で精密検査を行い、癌と確定した場合は赤枠内ではなく、左側「精密検査医療機関名」のみに記入する形でよいか。
委員長	それぞれのパターンでどう記入するかは、更なる検討が必要である。赤枠内があれば問題ないか。
事務局	精密検査医療機関名は記入いただきたい。
委員長	改定するマニュアルには、記載方法について詳しく掲載願いたい。
事務局	承知した。
池澤委員	赤枠内を1次検診実施医療機関が記入してしまうことは考えられないか。
委員長	それで問題ない。様式については、よりわかりやすく修正が必要と思われる。
事務局	A クリニックが B 病院に紹介した場合、A クリニックにおいて赤枠内を A クリニックとして、左側「精密検査医療機関名」を B 病院とするイメージである。
小川委員	「紹介先」と「精密検査医療機関名」は B 病院となるということか。
事務局	お見込みの通り。
委員長	具体的な記載例を含めてマニュアルを作成してほしい。
鈴木委員	この通知書は、精密検査の依頼であり、状況としては検診で生検せず、読影会で生検したほうがよい、という場合にできるものである。

委員長	1次で「がん」と確定していても精密検査者結果通知書はでてしまう。
鈴木委員	確定ででた場合は紹介先で書けばよいのでは。A クリニックでグループ5がでてB病院に紹介した場合、右下をAクリニックとする。今まで通りのかたち。
委員長	今までだとB病院で書いてもらう、というのが大変であった。
鈴木委員	自院で精検をすれば全部自分で書けるということか。
事務局	お見込みの通り。
委員長	1回目でがんと確定し、他院を紹介した場合でもあとからこの通知書がくる。手術等は終わっている可能性があっても。
鈴木委員	それでは2回くるということか。
委員長	紹介していても2次読影を経て、通知書が届く。市としてはこの通知書の内容を知りたい。これを1次の検診実施機関で書いてもらう、という趣旨。通知書の表現やわかりやすい工夫はしていきたい。
事務局	マニュアルには例示とともに明記する。
委員長	自院でも同様の例があった。紹介したあと、精密検査結果通知書が届いた。通知書を紹介先に送るとして、誰宛に送ればいいのか、送ってもちゃんと書いてくれるのか、さらには市で確認する際の困難さなど負担が大きい。
杉谷委員	地域連携室に送るという手はないか。地域連携室に連絡し、主治医へ記入を依頼する、という方法がある。
委員長	その場合、クリニックから病院に郵送で通知書を送らなければならなくなる。
杉谷委員	問い合わせして記入する手間を考えれば、郵送したほうがよい。治療の結果が返事として返ってくれば、それに基づいて記入することもできる。
委員長	例えば、紹介先の病院が近隣ならよいが、遠くの病院だった場合等も

小川委員	<p>連携室に送らなければならない。他県の場合、どうなってしまうか不確かである。精密検査結果通知書で市として知りたいのは、癌であったかどうかであり、確実であればどちらの医師が書いても問題ない。</p> <p>(通知書の様式について)このまま使うのであれば、コード番号等、記入するにあたって確認が必要になる点についても示してもらいたい。</p>
委員長	<p>精密検査実施医療機関名の欄も含めて見直すこととする。県の様式に合わせているところに苦労がある現状である。別の書類として、手術になったときの様式がある。</p>
池澤委員	<p>総健からくるものもあり、書くとは何かクオカードのようなものをもらえた記憶がある。つくば市では同様のことをするのか。記載に相当時間がかかる手間のかかるもののため。</p>
事務局	<p>文書作成手数料として、一件あたり 2500 円をお支払いすることになる。令和4年度の検診の結果、がんと診断された方から始まっており、現在3名の方分について依頼している状況。</p>
鈴木委員	<p>ほかの水戸市とかはどうしているか。1次検診でグループ5となった場合、それは癌としてカウントしてはいけないのか。グループ3や2、4をどうするかという課題はあるが。</p>
事務局	<p>1次検診で出たグループ5という結果をもって手術治療レポートの作成を依頼する、という方法も考えられるが、指針に則ると、精密検査結果通知書の結果に基づいて手術治療レポートの作成を依頼するという形になっている。ひと手間となっているとは感じるが、グループ5の方についても精密検査結果通知書は記載いただくようお願いしている。</p>
鈴木委員 委員長	<p>グループ5なら、精密検査結果通知書は不要なのではないかと思う。</p> <p>データをもらう市としては、精密検査結果通知書に癌と書いてあったほうが整理しやすい。最終結果として精密検査結果通知書があつまってく</p>

	るイメージ。
鈴木委員	1次でグループ5とでたら、それでがんとしてよいと考える。
委員長	精密検査結果通知書で集計しているので、がんの人についてはこれが欲しい。
鈴木委員	グループ5なら癌でフォローしない、でよいのでは。フォローするなら癌登録の手術治療レポート。ほかの自治体ではこういった扱いをしているのではないか。
委員長	すべての精密者について、精密検査結果通知書で整理しているイメージである。
鈴木委員	ほかの自治体がどうしているのか気になる。
事務局	様式作成時に問い合わせを実施する。
池澤委員	そもそも精密検査通知書の様式は県で作られたということだが、これは直せないのか。というのも検査項目結果のところに「直接撮影」という項目がある。これは実態に合っていない。
委員長	実態に合わない点がたくさんある。
鈴木委員	これは県の胃がん部会で作成しているものである。
池澤委員	せめて直接撮影というところは斜線を引いて配布するとか。コード番号がいらないければ、そこも斜線をひく、とかの方法があるのでは。
鈴木委員	これは県で集計されているものだ。
事務局	結果は、県を經由して市に報告がされている。
委員長	それではつくば市だけが独自様式、というのは無理か。制限がある。
池澤委員	アンケートにも記載したが、胃がん検診結果ところには「E 食道」「D 十二指腸球部」はいらぬということになるか。
委員長	十二指腸について、セカンドポジションはマストではないが、球部まで

池澤委員 委員長 事務局 委員長	<p>はやる。</p> <p>いらないところには斜線等を引くことを検討してほしい。</p> <p>市として知りたいのは、「がんかどうか」という点である。根本的に様式を変更することが難しいのであれば、市としては「手を加える」という形となるか。</p> <p>手を加える形になる。別途、県へ要望を伝えることはできる。</p> <p>手の加え方については、すこしお時間をいただきたい。遅くても次の委員会までにはお示しする。</p> <p>4 閉会</p>
-------------------------------	--

令和4年度 第1回つくば市胃内視鏡検診運営委員会 次第

日時:令和4年 11月 15日(火) 19時から20時まで

場所:つくば市役所コミュニティ棟3階 会議室 A・B

1 開会

2 課長挨拶

3 議事

(1) 報告事項

- ① 胃内視鏡検診・胃がんリスク検診実施報告について 【資料1】
- ② 協力医療機関アンケートの調査結果について 【資料2】

(2)協議事項

- ① 次年度の研修会について 【資料3】
- ② 委員会開催後に発生した報告・協議事項への対応について 【資料4】

(3)その他

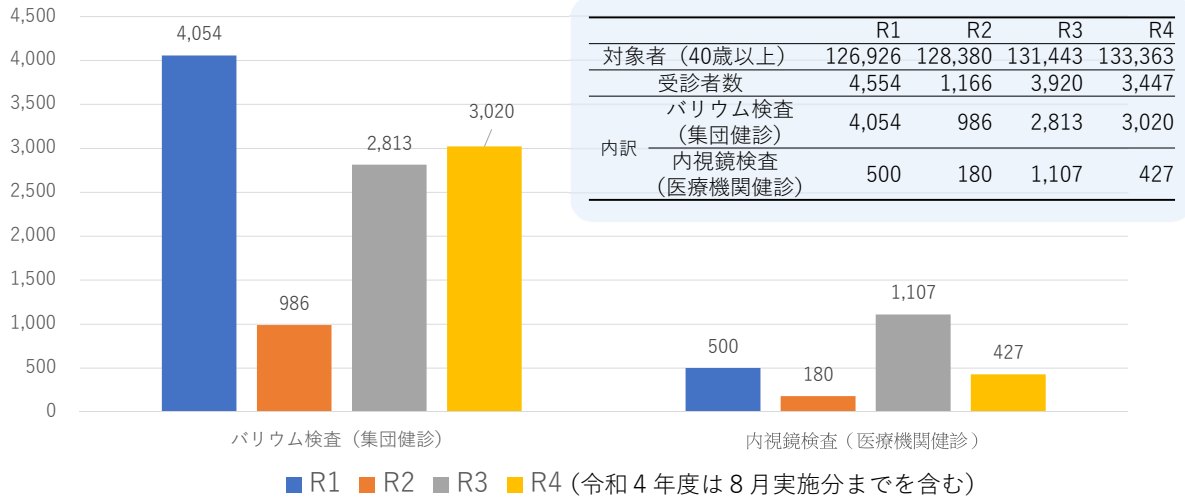
- ① 精密検査結果通知書等について 【資料5】

4 閉会

〈資料一覧〉

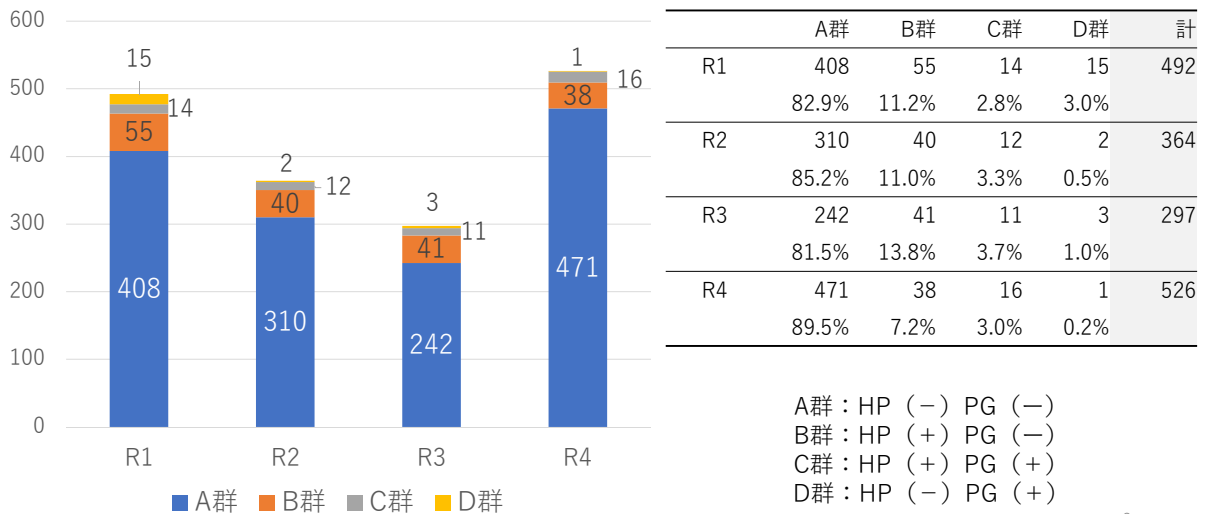
- ・【資料1】胃内視鏡検診・胃がんリスク検診実施報告
- ・【資料2】令和4年度 つくば市胃内視鏡検診アンケート 意見集計結果
- ・【資料3】次年度の研修会の日程について
- ・【資料4】委員会開催後に発生した報告・協議事項への対応について
- ・【資料5】精密検査結果通知書等について
- ・【参考資料1】胃内視鏡運営委員会委員名簿
- ・【参考資料2】つくば市胃内視鏡検診運営委員会設置要項

胃がん検診実施状況



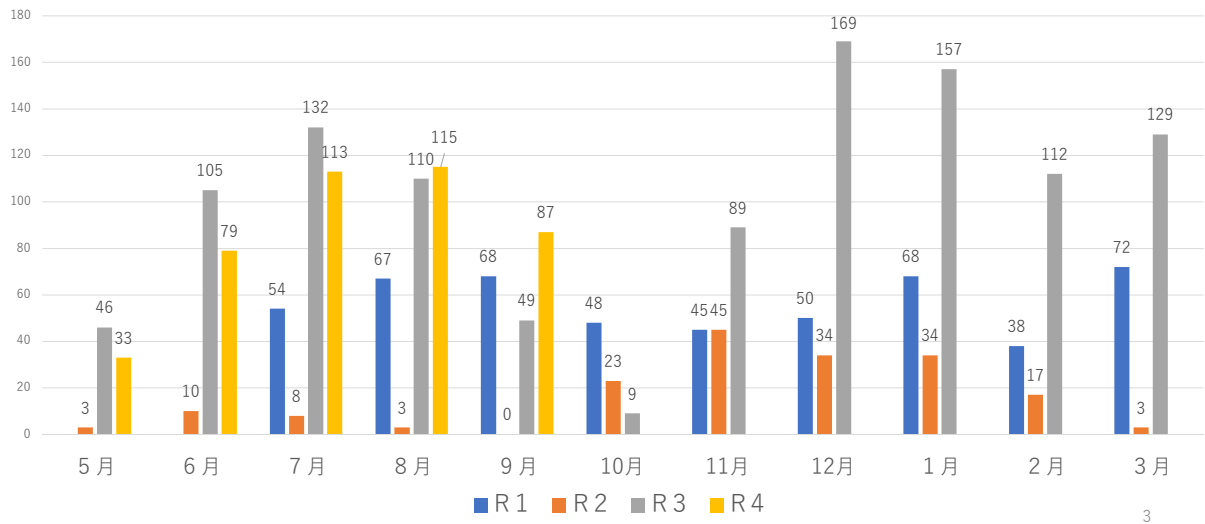
1

胃がんリスク検診実施状況

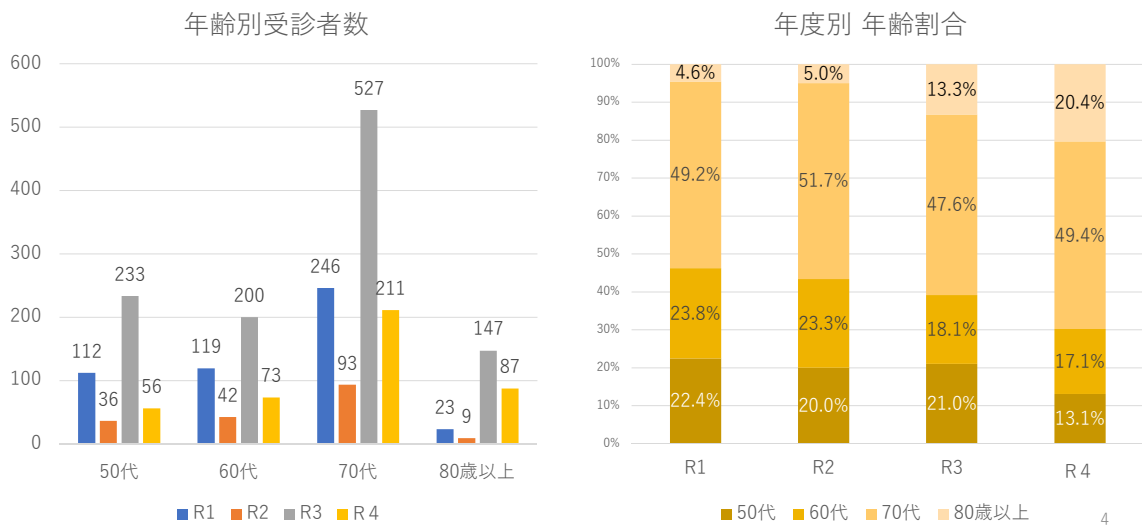


2

月別 読影数



年齢別受診者数 及び 年齢割合



生検実施状況 及び 判定区分

	R1	R2	R3	R4	計
Group1	50	19	169	49	287
Group2	1	0	2	1	4
Group3	0	1	2	4	7
Group4	0	0	1	1	2
Group5	2	3	6	5	16
実施率	10.6%	12.8%	16.3%	14.1%	17.7%

	R1	R2	R3	R4
胃がんなし（未感染相当胃）	226 (45.2%)	95 (53.1%)	504 (45.5%)	177 (41.5%)
胃がんなし（感染胃炎）	253 (50.6%)	77 (43.0%)	556 (50.2%)	221 (51.8%)
胃がんなし（感染不明）	5 (1.0%)	2 (1.1%)	25 (2.3%)	16 (3.7%)
胃がん疑い	14 (2.8%)	2 (1.1%)	14 (1.3%)	8 (1.9%)
胃がん	2 (0.4%)	3 (1.7%)	5 (0.5%)	5 (1.2%)
その他のがん疑い	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.3%)	0 (0.0%)
計	500	179	1107	427

【回答まとめ】令和4年度 つくば市胃内視鏡検診アンケート

◎ 胃内視鏡検診について、何かお気づきのことがありましたら御記載ください。

※ 回答いただいた内容は、次年度の検診実施の検討にあたり、関係委員会等で参考とさせていただく場合があります。

1、検診の申込み方法や受診について

- ・胃内視鏡検診の受診券を単独にしてほしい。他院受診となった時に要項などが別になってしまうため、コピーして渡しています。
- ・強く鎮静化での検査を希望された被験者がいました。説明用紙に目立つように「鎮静での検査は不可」と記載してください。

2、問診票、同意書について

- ・胃癌の既往歴の有無について問診する必要はないでしょうか？胃癌既往歴が最もリスクの高いグループに相当します。

3、内視鏡検診の前処置、撮影方法について

- ・十二指腸の観察は必須としていないとは思いますが、後日、十二指腸に悪性腫瘍や巨大潰瘍が確認された際でも、本事業は「胃癌検診であり、胃のみの検査を行った」ということで、免責になるでしょうか？これは、食道に関しても同様だと思います。

4、検診結果報告書について

- ・ピロリ除菌後患者などについて、最終分類チェックにとまどうことが多い。

5、市役所への検診結果の送付について

(意見はありませんでした)

6、二次読影会の日程、時間、分担、運営などについて

- ・二次読影会は2人で行う必要がない。1人で行い、年1回ほどにするのが好しい。
- ・分担の症例数が多い 時間が長い。

7、二次読影のレポートやイエローカードについて

- ・静止画像による二次読影にはおのずと限界があり、二次読影を行う理由が不明である。とりあえずやりました的にお茶をにごしている程度としか思えない。内視鏡のエキスパートの医師を選出し、一次読影で診断すべきである。

8、再検査となったケースについて

(意見はありませんでした)

9、その他、検診全般に何か御意見があれば御記入をお願いします

- ・つくばみらい市でも、つくば市と同じ形式の検診を導入できないのでしょうか
- ・胃カメラの方法で、経口・経鼻だけではなく静注法(経口)も実施できると受診者様によってより良いと思います。ご検討いただければと思います。

●次年度の研修会の日程について

候補日：令和4 5年6月14日(水)、15日(木)、16(金)

会場：つくば市役所2階 201 会議室

時間：午後7時から

→ 具体的な内容等については、今後検討していくものとする。

書面協議・回答書(例)

私は、令和●年度第●回胃内視鏡検診運営委員会の各議案につき、下記(賛否を○印で表示)のとおりとします。なお、賛否の表示をしない場合は、賛成として取り扱うことを承諾します。

つくば市胃内視鏡検診運営委員会 委員長 様

記

※協議事項①～③は記入必須です。記入がない場合は「賛成」とみなします。

議案	議案の賛否	ご意見、ご要望等あればお聞かせください
報告事項①		
報告事項②		
報告事項③		令和●年4月1日以降のつくば市胃内視鏡検診実施に(どちらかに○) ()協力できる ()協力できない
協議事項①	賛・否	(否の場合はその理由)
協議事項②	賛・否	(否の場合はその理由)
協議事項③	賛・否	(否の場合はその理由)
その他1		
その他2		
その他3		

※さらにご意見ご要望がありましたらご記入ください

※書面協議書回答期限 令和●年●月●日

令和●年●月●日

委員氏名	
連絡先(携帯等)	
メールアドレス	

精密検査結果通知書の作成について

1. 概要

検診の結果(二次読影の結果)、胃がん(胃がん疑いや他の悪性病変を含む)であった場合に、精密検査の結果を記入する様式。

2. 作成者

原則、一次検診を実施した医療機関

※ 精密検査を紹介先の医療機関で実施し、紹介先から返信された診療情報提供書から判断できない項目に関しては、各医療機関から精密検査を実施した医療機関に問い合わせいただき、御作成ください。

3. 変更点

精密検査結果通知書の「精密検査医療機関名」に改めて精密検査結果通知書を作成した医療機関及び医師名を記入する欄(別紙、赤字・赤枠内)を作成しました。精密検査結果通知書を作成した場合には、精密検査医療機関名に加えて赤枠内を御記入ください。

手術・治療レポートの作成について

1. 概要

精密検査の結果、胃がんと診断された方について、最終診断名、原発巣、転移の有無、手術の適応の有無、進行度等を記入する様式。

2. 作成者

精密検査結果通知書を作成した医療機関、又は精密検査の結果、紹介先となった医療機関。

※精密検査後、治療等を実施する医療機関が不明の場合には、一次検診を実施した医療機関にお問合せさせていただくことがあります。

様式第14号 胃がん検診（内視鏡検査）結果通知書兼精密検査結果通知書（秘）

検 診 年 月 日
 R3 年 12 月 18 日


任 氏
 さきに行いました胃がん検診（胃内視鏡検査）の結果をお知らせいたします。
 検査の結果、疾患の疑いがありますので、この通知書を持って精密検査を受けてください。

生 月 日

胃がん検診結果

記号表示
 E 食道
 U 胃・上部
 M 胃・中部
 L 胃・下部
 D 十二指腸球部

1 は小彎部
 2 は中央部前後壁
 3 は大彎部



部位 D
 所見 胃潰瘍（虫門輪）
 判定区分 2

検診実施機関名 TEL

精密検査結果	精密検査受診年月日	年 月 日	部位および所見
	ア) HP未感染相当粘膜 イ) HP感染胃炎(既感染を含む) ウ) HP感染不明	A 経過観察不要 B 要経過観察(3・6・12ヶ月) C 要治療 D 要手術 E その他()	
	1 胃がん 2 食道がん 3 その他の悪性病変 4 胃潰瘍(瘢痕を含む) 5 胃ポリープ 6 萎縮性胃炎(C,O) 7 胃炎(萎縮性胃炎を除く)	8 十二指腸潰瘍(瘢痕を含む) 9 食道裂孔ヘルニア 10 粘膜下腫瘍 11 逆流性食道炎 12 その他() 13 異常なし	

検査項目結果	1 直接撮影	年 月 日
	2 内視鏡 生検 なし・あり	年 月 日 Group ()
手術結果	3 その他	年 月 日 ()
	A 手術	年 月 日 予定・施行 自院・他院
B 紹介先		

精検に伴う凶発症の有無(入院加療を伴うもの)
 a. なし
 b. あり → 内容(穿孔・出血・その他())
 予後(生存・死亡)

精密検査医療機関名
 住 所
 医療機関名
 コード番号

本通知の記入者が精密検査を実施した医療機関と異なる場合に以下を御記入ください。
 医療機関名 _____
 医 師 _____

【担当医師へお願い】
 本枠内の精密検査結果・検査項目に○印を必ずつけてください。
 (所見が複数の場合、最も重要な番号に○をつけてください。)

つくば市胃内視鏡運営委員会委員名簿

No	氏名	所属
1	飯岡 幸夫	飯岡医院
2	柴原 健	柴原医院
3	杉山 弘明	すぎやま内科皮フ科クリニック
4	小川 健	おがわ内科
5	池澤 和人	筑波記念病院
6	青柳 啓之	つくば双愛病院
7	池野 美恵子	池野医院
8	鈴木 英雄	筑波大学附属病院
9	杉谷 武彦	杉谷メディカルクリニック
10	田村 孝史	筑波胃腸病院
11	賀古 毅	筑波中央病院

委嘱期間：令和5年12月31日まで

つくば市胃内視鏡検診運営委員会設置要項

(趣旨)

第1条 つくば市が市民を対象に実施する胃がん検診において、胃内視鏡検診（以下「検診」という。）の適正かつ効果的な運営を図るため、胃内視鏡検診運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 検診の対象者及び実施方法に関すること。
- (2) 検診機関において検診に従事する検査医の認定に関すること。
- (3) 偶発症（検査に伴い偶発的に起きる症状をいう。）に関する調査及び対策に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる医師で市長が選任した者 10 人程度をもって構成する。

- (1) 一般社団法人 つくば市医師会に属する医師
- (2) 筑波大学附属病院に属する医師
- (3) その他市長が必要と認める医師

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(会議)

第6条 委員会は、年1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 会議の開催が困難である場合にあって、出席に代えて書面もしくは

は Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステム。以下同じ）により決議、意見の聴取等を行うことができるものとする。

（関係者の出席）

第7条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（報償等）

第8条 つくば市は、委員が委員会のために出席した場合又は出席に代えて書面により会議を開催した際に、決議書、意見書等を提出したとき、もしくは Web 会議システムによる会議に正当にログインした場合は、1回当たり謝礼として8,000円を支払う。

（事務局）

第9条 委員会の庶務は、保健部健康増進課において行う。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において協議する。

附 則

この要項は、平成31年（2019年）4月26日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年1月26日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年10月1日から施行する。

この要項は、令和4年5月31日から施行する。